

(参考) 土壤汚染対策法に基づく調査・対策事例の内容

(1) 物質別の土壤汚染調査・対策事例数

法に基づく土壤汚染状況調査事例（累計）66件、超過事例（累計）21件について、指定基準項目別にみると表17のとおりであり、超過事例（累計）では、VOCではトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、重金属等では鉛、ふっ素に係る事例が多い。

表17 指定基準項目別の土壤汚染調査・対策事例数（法対象（累計））

件数	指定基準項目																									
	VOC（第1種）									重金属等（第2種+第3種）																
	四塩化炭素	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1, 3-ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チウラム	チオベンカルブ	PCB	有機りん化合物
超過事例（累計）	0	0	1	1	0	1	3	0	0	4	0	2	4	3	2	0	0	8	3	8	4	0	0	0	0	0
土壤溶出量	0	0	1	1	0	1	3	0	0	4	0	1	4	3	1	0	0	5	2	8	4	0	0	0	0	0
土壤含有量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	0	0	7	1	3	1	0	0	0	0	0
土壤ガス調査	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 注1) 指定基準とは、土壤汚染対策法第5条第1項の指定区域の指定に係る基準で、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準をいう。  
 注2) 各超過事例には重複があるため、土壤溶出量、土壤含有量、土壤ガス調査の各超過事例は超過事例数の合計とは一致しない。  
 注3) 1件の事例で複数の物質について超過しているものがある。

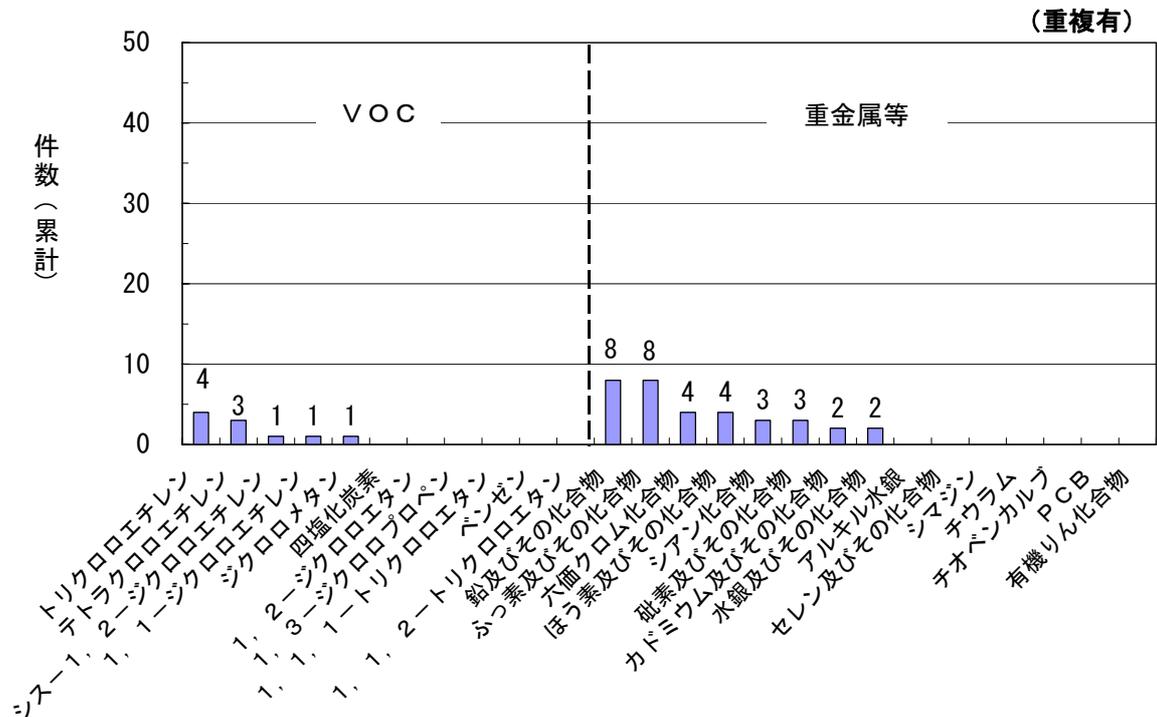


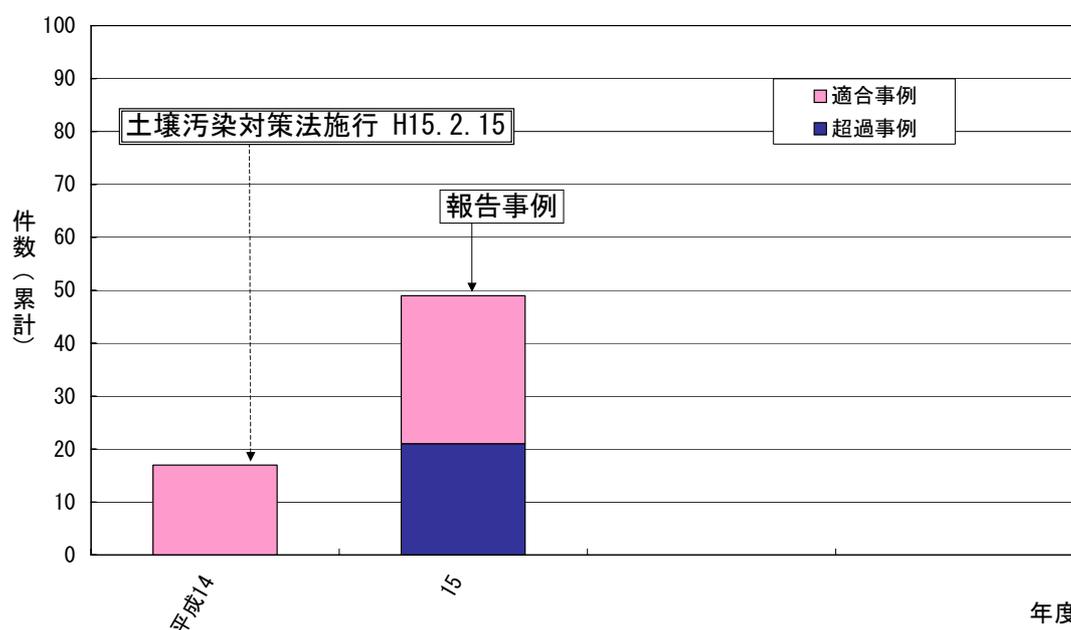
図9 指定基準項目別の超過事例数（法対象（累計））

## (2) 年度別の土壌汚染調査・対策事例数

法に基づく土壌汚染状況調査事例（累計）66件、超過事例（累計）21件について、年度別に判明数をみると図 10 のとおりであり、平成 15 年度においては 21 件の超過事例が新たに判明した。

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査事例（累計）66 件（法第 3 条に基づく調査 63 件、法第 4 条調査命令によるもの 3 件）のうち、指定基準を超過した土壌汚染が判明した事例は 21 件（累計）であった。その内訳を汚染の種類別にみると、表 18 のとおり、VOC 超過事例は 4 件、重金属等超過事例が 15 件、及び複合汚染事例は 2 件であった。

さらに、超過事例（累計）21 件のうち VOC 超過事例、重金属等超過事例、複合汚染事例について、年度別に超過事例数をみると表 18 のとおりであり、平成 15 年度に判明した超過事例 21 件のうち、15 件（71.4%）が重金属等超過事例である。



注 1) 各年度の件数は法第 3 条調査は施設使用廃止年度、法第 4 条調査は調査命令発出年度で整理している。従って、各年度の件数には当該年度の次年度以降に調査を終了したものも計上している。

注 2) 今回の調査で、平成14年度以前に施設の使用廃止または調査命令発出が行われた事例の追加報告件数10件（うち、超過事例3件）があった。

注 3) 土壌溶出量、土壌含有量、土壌ガス調査の各超過事例は重複するため、超過事例数の合計とは一致しない。

注 4) 報告事例とは、調査事例のうち、土壌汚染対策法第 3 条または第 4 条に基づき土壌汚染状況調査を実施し、都道府県等に調査結果が報告された事例をいう。

年度	平成 14	15	計
報告事例	17	49	66
超過事例	0	21	21
土壌溶出量	0	19	19
土壌含有量	0	11	11
土壌ガス調査	0	3	3

図 10 年度別の土壌汚染判明事例（法対象（累計））

表 18 年度別の超過事例数（法対象（累計））

（件数）

年度	超過事例	（件数）		
		VOC	重金属等	複合汚染
平成14	0	0	0	0
15	21	4	15	2
累計	21	4	15	2

### (3) 土壌汚染調査・対策事例のある都道府県数

法に基づく土壌汚染状況調査事例（累計）66件、超過事例（累計）21件及び超過事例（H15）21件について、都道府県数をみると、表 19 のとおりである。超過事例（累計）では、9 都道府県において事例が見られた。

表 19 調査・対策事例のある都道府県数（法対象（累計））

	調査事例	超過事例	超過事例 (H15)
都道府県数（総数47に対して）	24	9	9

注) 政令市については当該市が在する都道府県とあわせて整理した都道府県に含まれる。

### (4) 都道府県別の土壌汚染調査・対策事例数

法に基づく土壌汚染状況調査事例（累計）66件、超過事例（累計）21件について、地域ブロック別及び都道府県別にみると、表 20 のとおりである。調査事例、超過事例とも、関東及び近畿地方において件数が多い。

表 20 都道府県別の調査・対策事例数（法対象（累計））

都道府県 (政令市を含む)	報告事例 (累計)	超過事例 (累計)				
			VOC	重金属等	複合汚染	
北海道・東北	北海道	0	0	0	0	0
	青森県	0	0	0	0	0
	岩手県	3	0	0	1	0
	宮城県	0	0	0	0	0
	秋田県	0	0	0	0	0
	山形県	1	0	0	0	0
	福島県	1	0	0	0	0
	計	5	1	0	1	0
関東	茨城県	1	0	0	0	0
	栃木県	1	0	0	0	0
	群馬県	1	0	0	0	0
	埼玉県	4	2	0	2	0
	千葉県	3	3	2	0	1
	東京都	15	7	1	5	1
	神奈川県	4	3	0	3	0
	計	29	15	3	10	2
北陸・中部	新潟県	0	0	0	0	0
	富山県	0	0	0	0	0
	石川県	0	0	0	0	0
	福井県	1	1	0	1	0
	山梨県	1	0	0	0	0
	長野県	0	0	0	0	0
	岐阜県	2	0	0	0	0
	静岡県	0	0	0	0	0
	愛知県	2	0	0	0	0
	計	6	1	0	1	0
近畿	三重県	0	0	0	0	0
	滋賀県	0	0	0	0	0
	京都府	1	0	0	0	0
	大阪府	8	2	0	2	0
	兵庫県	7	2	1	1	0
	奈良県	0	0	0	0	0
	和歌山県	0	0	0	0	0
	計	16	4	1	3	0
中国・四国	鳥取県	1	0	0	0	0
	島根県	0	0	0	0	0
	岡山県	0	0	0	0	0
	広島県	1	0	0	0	0
	山口県	0	0	0	0	0
	徳島県	1	0	0	0	0
	香川県	1	0	0	0	0
	愛媛県	3	0	0	0	0
	高知県	0	0	0	0	0
	計	7	0	0	0	0
九州・沖縄	福岡県	2	0	0	0	0
	佐賀県	0	0	0	0	0
	長崎県	0	0	0	0	0
	熊本県	0	0	0	0	0
	大分県	1	0	0	0	0
	宮崎県	0	0	0	0	0
	鹿児島県	0	0	0	0	0
	沖縄県	0	0	0	0	0
	計	3	0	0	0	0
合計	66	21	4	15	2	

## (5) 土壌汚染調査・対策事例把握の経緯

法第4条第1項に基づく調査命令発出件数（累計）3件について、調査命令発出の経緯（調査）をみると、表21のとおりである。「行政による任意の土壌調査」1件、「測定計画外の地下水調査」1件、「水濁法に基づく測定計画による地下水調査」1件であった。

また、行政による調査の経緯（契機）をみると、表22のとおり、「住民からの苦情」が1件、「廃棄物の不法投棄の発見」1件であった。

表 21 調査命令発出の経緯（調査）（法対象（累計））

（複数回答有）

	調査事例 （累計）	超過事例 （累計）	（複数回答有）		
			VOC	重金属等	複合汚染
土壌汚染対策法に基づく立入検査	1	1	0	1	0
条例、要綱等に基づく立入検査	0	0	0	0	0
その他の法に基づく立入検査	1	1	0	1	0
行政による任意の土壌調査	1	1	1	0	0
測定計画外の地下水調査	1	1	1	0	0
水濁法に基づく測定計画による地下水調査	1	0	0	0	0
水濁法に基づく測定計画による公共用水域の調査	0	0	0	0	0
測定計画外の公共用水域調査	0	0	0	0	0
行政による調査（小計）	3	2	1	1	0
条例、要綱等に基づく土壌調査	0	0	0	0	0
その他の土壌調査	0	0	0	0	0
事業者等による調査（小計）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計回答事例数	3	2	1	1	0

表 22 行政による調査の経緯（法対象（累計））

（複数回答有）

	調査事例 （累計）	超過事例 （累計）	（複数回答有）		
			VOC	重金属等	複合汚染
行政による調査の契機	2	2	1	1	0
うち、住民からの苦情	1	1	1	0	0
住民による調査	0	0	0	0	0
土地所有者からの異常の訴え、相談等	0	0	0	0	0
土地使用者からの異常の訴え、相談等	0	0	0	0	0
建設作業等からの異常の訴え、相談等	0	0	0	0	0
廃棄物の不法投棄の発見	1	1	0	1	0

また、法第4条第1項に基づく調査命令の発出の経緯（類型）が、法施行令第3条第1号の調査命令の発出要件のどれに該当するかについて年度別にみると、表23のとおりである。

表 23 年度別の調査命令発出の経緯（類型）（法対象（累計））

年度	報告事例（累計）		
	①	②	③
平成14	1	0	0
15	1	0	1
累計	2	0	1

- ①（法施行令第3条第1号イ）土壤の汚染状況が、溶出量基準に適合しないことが明らかであり、地下水の基準を超える汚濁が生じ又は生じることを確実であると認められ、地下水の飲用利用等がある。
- ②（法施行令第3条第1号ロ）土壤の汚染状況が、溶出量基準に適合しないおそれがあり、地下水の基準を超える汚濁が生じていて、地下水の飲用利用等がある。
- ③（法施行令第3条第1号ハ）土壤の汚染状況が、含有量基準に適合せず又はそのおそれがあり、人が立ち入ることができる。

#### (6) 事例に伴って又は同時にみられた他の影響

法に基づく土壤汚染状況調査における超過事例（累計）21件のうち、これらの事例に伴って又は同時にみられた他の影響（因果関係が確認されたものとは限らない。）についての回答事例件数13件中6件について地下水・伏流水汚染が見られている。

表 24 事例に伴って又は同時にみられた他の影響（法対象（累計））

（複数回答有）

	超過事例 （累計）	（複数回答有）		
		VOC	重金属等	複合汚染
地下水・伏流水汚染	6	1	5	0
公共用水域汚染	0	0	0	0
大気汚染	0	0	0	0
悪臭	0	0	0	0
騒音・振動	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0
動植物への影響	0	0	0	0
その他の影響	0	0	0	0
なし	7	1	5	1
延べ回答事例数	13	2	10	1

(7) 土壌汚染調査・対策場所の土地利用状況

法対象超過事例 21 件について、調査結果報告当時と現在の土地所有状況についてみると、表 25 のとおりである。調査・対策場所としては私有地が最も多い。

さらに、法対象超過事例（累計）21 件中について、判明当時と現在の土地利用状況についてみると、表 26 のとおりである。

表 25 調査結果報告当時と現在の土地所有状況（法対象（累計））

（複数回答有）

当時 \ 現在	私有地	都道府県・市町村有地	国有地	その他	不明	延べ回答数
	私有地	15	0	0	0	0
都道府県・市町村有地	0	2	0	0	0	2
国有地	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0
延べ回答数	15	2	0	0	0	17

表 26 調査結果報告当時と現在の土地利用状況（法対象（累計））

（複数回答有）

当時 \ 現在	工場・事業場敷地	工場・事業場跡地	住宅地	廃棄物処分場跡地	公園・運動場	道路	河川敷	農用地	山林	その他	不明	延べ回答数
	工場・事業場敷地	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工場・事業場跡地	1	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	10
住宅地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物処分場跡地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公園・運動場	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
道路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河川敷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農用地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
延べ回答数	5	10	1	0	1	0	0	0	0	0	0	17

注) 「工場・事業場敷地」にはサービス業も含む。

## (8) 原因者究明の実施状況

超過事例（累計）21件について、原因者の究明の実施状況は表 27 のとおりである。原因者究明を行った21件のうち、事業者と特定（推定）できたものが18件（85.7%）、事業者以外と特定（推定）できたものが1件（4.8%）であり、一方、原因者を特定（推定）できなかったものは1件（4.8%）と、大部分が原因者を特定できている。

表 27 原因者究明の実施状況（法対象（累計））

（複数回答有）

		超過事例 （累計）			
		VOC	重金属等	複合汚染	
原因者究明を行なった		21	4	15	2
結果	事業者と特定(推定)	18	3	14	1
	事業者以外と特定(推定)	1	1	0	0
	自然由来と判断	0	0	0	0
	特定(推定)できなかった	1	0	0	1
	調査中	1	0	1	0
	その他	0	0	0	0

## (9) 原因者の状況

法対象超過事例（累計）21件について、汚染原因者と土地所有者との関係についてみると、表 28 のとおり汚染原因者が土地所有者と同一である場合が多い。さらに、原因者（推定を含む）の現在の所在についてみると、表 29 のとおり都道府県等により約8割が把握されている。

また、法対象報告事例（累計）66件及び法対象超過事例（累計）21件について、都道府県等により汚染原因者と推定された業種を検出された物質毎にみると、表 30 及び表 31 のとおりである。表 30 及び表 31 のとおり、土壤汚染対策法に基づく報告事例（累計）66件のうち、超過事例（累計）については、その他、金属製品製造業、一般機械器具製造業が多い。

表 28 汚染原因者と土地所有者との関係（法対象（累計））

関係	件数
土地所有者と同一	16
土地所有者と異なる	5

表 29 汚染原因者の現在の所在把握状況（法対象（累計））

所在	件数
把握している	14
把握していない	3



表 31 業種別・汚染物質別の汚染事例件数（法対象超過事例（累計））

業種区分 (日本標準産業分類による中分類の 分類項目名及び分類番号)	超過事例（累計）数				VOC（第1種） (超過事例 4件+複合汚染事例 2件)							重金属等（第2種+第3種） (超過事例 15件+複合汚染事例 2件)										合計（延べ数）											
	VOC超過	重金属等超過	複合汚染	%	四塩化炭素	1. 2-ジクロロエタン	1. 1-ジクロロエチレン	1. 3-ジクロロプロペン	シス-1, 2-ジクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	1. 1-1, 2, 2-テトラクロロエタン	1. 1, 2-テトラクロロエタン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物		砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チウラム	チオベンカルブ	PCB	有機りん化合物			
金属鉱業 (05)	1	1	1	4.8											1			1			1	1											4
化学工業 (20)	1	1	1	4.8											1																		1
鉄鋼業 (26)	1	1	1	4.8																			1										1
非鉄金属製造業 (27)	1	1	1	4.8													1				1		1	1									4
金属製品製造業 (28)	3	1	4	19.0			1	1					1		2	2							2										9
一般機械器具製造業 (29)	1	2	1	4	19.0					1	1		1								1		2	1									7
輸送用機械器具製造業 (31)	1	1	1	4.8											1								1										2
洗濯・理容・浴場業 (注1) (72)	1	1	1	4.8									1										1										2
保健衛生 (89)	1	1	1	4.8																1	1												2
その他 (注2) (99)	2	4	6	28.6							1		1		1		1				4	1	2	1									12
合計	4	15	2	21	100.0			1	1		1	3		4	0	2	4	3	2		8	3	8	4									44

(注1) 業種区分は日本標準産業分類に従ったため「洗濯・理容・浴場業」として掲げているが、事例は全て「洗濯業」である。

(注2) 「その他」とは、自然由来と判断された又は汚染原因が特定できなかった等により業の特定ができない、若しくは過去の事例で業の区分が不明のもの。

## (10) 原因行為

法対象超過事例（累計）21 件のうち、原因行為が都道府県等により推定された事例として回答があったものについて内訳をみると、表 32 のとおり汚染原因物質の不適切な取り扱いによる漏洩が原因と考えられるものや、施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故、原因不明との回答などさまざまである。

表 32 原因行為（法対象（累計）

（複数回答有）

	超過事例 （累計）	（複数回答有）		
		VOC	重金属等	複合汚染
施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故	6	1	4	1
汚染原因物質の不適切な取り扱いによる漏洩	5	0	4	1
汚染原因物質を含む排水の地下浸透	5	1	3	1
廃棄物処理法施行前の廃棄物の処理	4	0	3	1
廃棄物処理法施行後の廃棄物の処理であって、原因行為が行われた当時の廃棄物処理法の規制に適合していたもの	3	0	2	1
廃棄物処理法施行後の廃棄物の不法投棄（不適正な取扱いを含む。）	3	0	2	1
残土の処理	3	0	2	1
排ガス、排気中の汚染原因物質の降下、沈着等	5	2	2	1
その他	1	0	1	0
不明	5	0	4	1
延べ回答数	40	4	27	9

## (11) 汚染の規模

VOC超過事例、重金属等超過事例及び複合汚染事例それぞれについて、汚染深度、汚染面積及び汚染土量をみると、図 11、図 12 及び図 13 のとおりである。

汚染深度（最大濃度地点）についてみると、図 11 に示すとおり、VOC超過事例で回答のあった3件のうち3件（100.0%）、重金属等超過事例で回答のあった8件のうち8件（100.0%）、複合汚染事例で回答のあった2件のうち1件（50.0%）が深度5m以浅である。

また、汚染面積についてみると、図 12 に示すとおり、VOC超過事例で回答のあった4件のうち4件（100.0%）、重金属等超過事例で回答のあった15件のうち9件（60.0%）が面積1,000m<sup>2</sup>以下の事例である。複合汚染事例では1,000m<sup>2</sup>以下の事例はなかった。

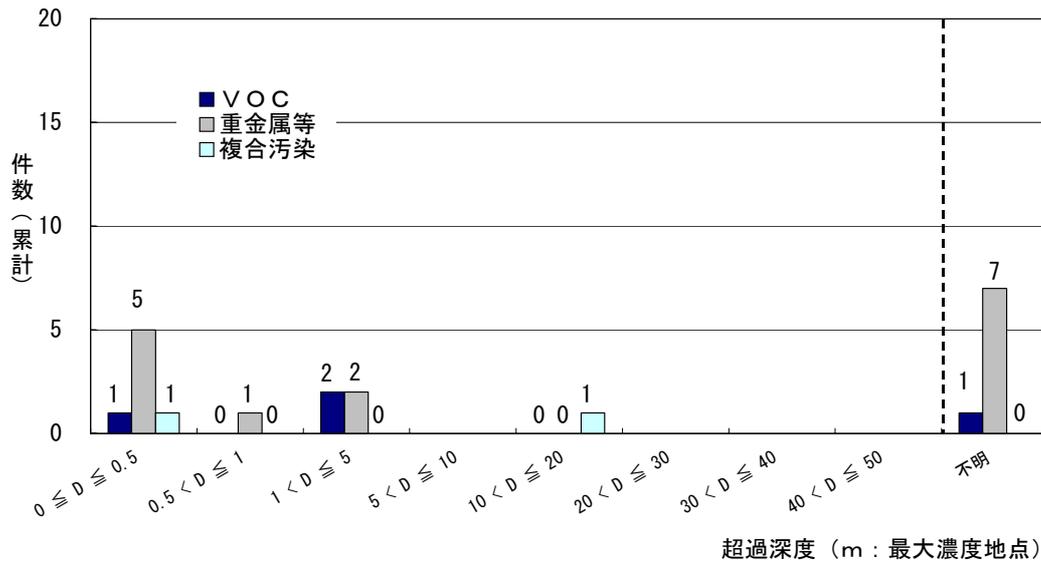


図 11 超過深度(最大濃度地点) (法対象(累計))

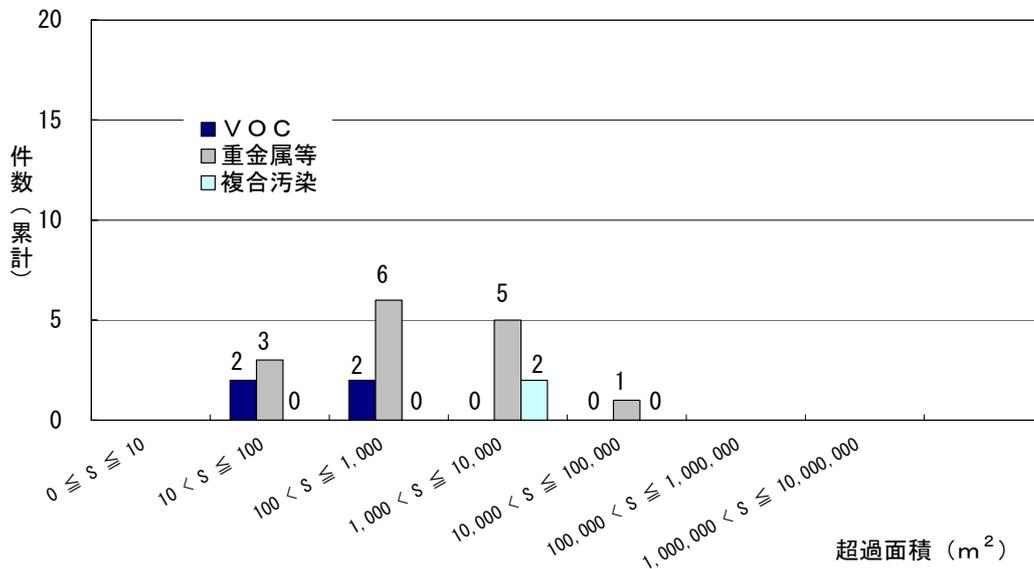


図 12 超過面積(法対象(累計))

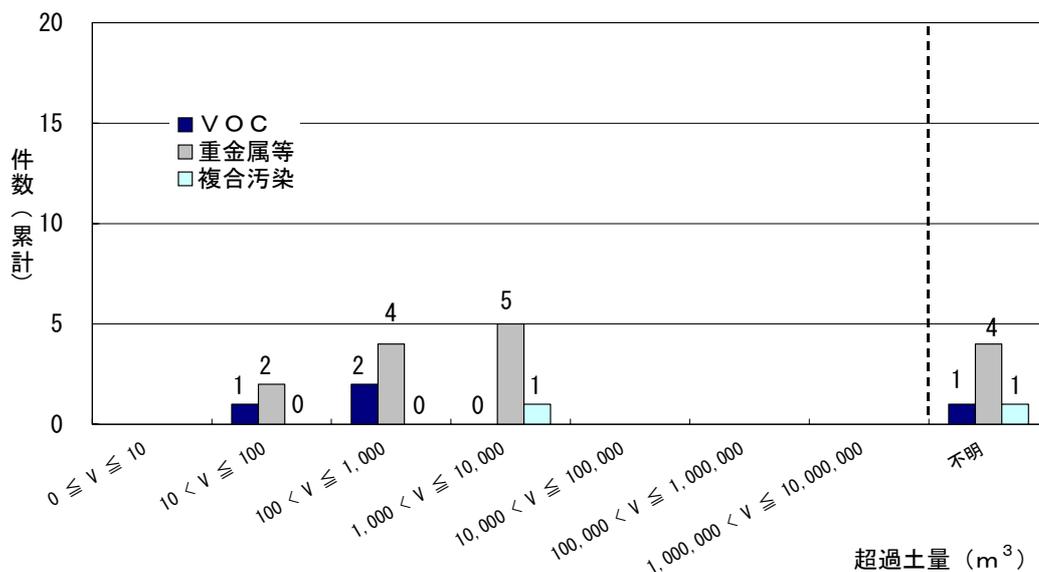


図 13 超過土量(法対象(累計))

## (12) 土壌汚染対策の進捗状況

法対象超過事例（累計）21件のうち、VOC超過事例、重金属等超過事例及び複合汚染事例について、対策の進捗状況は表 33 に示すとおりであり、汚染の除去等の措置を完了しているものは11事例（52.4%）、措置を実施中のものが4事例（19.0%）、措置を検討中のものが6事例（28.6%）であり、全体として措置を完了・実施中又は検討中のものは法対象超過事例（累計）21事例中21事例（100.0%）であった。

また、VOC超過事例では汚染の除去等の措置を完了又は実施中の事例が多い（4事例のうち3事例（75.0%））のに対し、重金属等超過事例では汚染の除去等の措置を完了した事例が多く（15事例のうち9事例（60.0%））、複合汚染事例では汚染の除去等の措置を実施中の事例が多い（2事例のうち2事例（100.0%））。

表 33 土壌汚染対策の進捗状況（法対象（累計））

	超過事例 （累計）			
	VOC	重金属等	複合汚染	
汚染の除去等の措置を完了	11	2	9	0
汚染の除去等の措置を実施中	4	1	1	2
汚染の除去等の措置を検討中	6	1	5	0
法第7条第3項に基づき都道府県・政令市が汚染の除去等の措置を実施	0	0	0	0
行政代執行により汚染の除去等の措置を実施	0	0	0	0
小計	21	4	15	2
その他	0	0	0	0
合 計	21	4	15	2

## (13) 土壌汚染対策の実施内容

法対象超過事例（累計）21件のうち、VOC超過事例、重金属等超過事例及び複合汚染事例について、措置の内容の概要をみると、表 34 のとおりである。いずれも汚染土壌の掘削除去が多い。

表 34 対策の実施内容（法対象（累計））

（複数回答有）

	超過事例 （累計）	超過事例		
		VOC	重金属等	複合汚染
地下水の水質の測定	6	0	5	1
土壌汚染の除去	17	3	12	2
掘削除去	16	2	12	2
原位置浄化	2	1	0	1
バイオレメディエーション	0	0	0	0
化学的分解	0	0	0	0
土壌ガス吸引	1	0	0	1
地下水揚水	2	1	0	1
土壌洗浄	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
原位置封じ込め	1	0	1	0
鋼矢板工法	1	0	1	0
地中壁工法	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
遮水工封じ込め	0	0	0	0
原位置不溶化	0	0	0	0
不溶化埋め戻し	0	0	0	0
遮断工封じ込め	0	0	0	0
土壌入れ替え	1	0	1	0
指定区域内土壌入れ替え	0	0	0	0
指定区域外土壌入れ替え	1	0	1	0
盛土	1	0	1	0
舗装	2	0	2	0
コンクリート舗装	1	0	1	0
アスファルト舗装	1	0	1	0
立入禁止	2	0	2	1
その他	0	0	0	0
合計回答事例数	19	3	14	2

（注）各小計は該当分類での事例数を示す。

さらに、表 34 における措置等の対策の実施内容のうち、掘削除去後の処理等の方法について超過事例（累計）17 件についてみると表 35 のとおりである。VOC 超過事例、重金属等超過事例、複合汚染事例のいずれも指定区域外処分のほうが指定区域内浄化よりも多く行われている。

表 35 「掘削除去」後の処理等の方法（法対象（累計））

（複数回答有）

			超過事例 (累計)	VOC	重金属等	複合汚染	
指定 区域 内 浄 化	熱処理		0	0	0	0	
	洗浄処理		0	0	0	0	
	化学処理		1	1	0	0	
	生物処理		0	0	0	0	
	抽出処理		0	0	0	0	
	その他		0	0	0	0	
	小計 (A)			1	1	0	0
指定 区域 外 処 分	最終 処 分 場 等 で 処 分	第二溶出量基準 <不適>	【処分場】遮断型	1	0	0	1
			【埋立場所】遮断型	0	0	0	0
		指定基準 (溶出量) <不適>	【処分場】管理型 (一廃)	0	0	0	0
			【処分場】管理型 (産廃)	2	0	2	0
		第二溶出量基準 <適合>	【埋立場所】遮断型	0	0	0	0
			【埋立場所】管理型処分場相当 ※	0	0	0	0
		第二溶出量基準 <適合>	【処分場】管理型 (一廃) *	0	0	0	0
			【処分場】遮断型	0	0	0	0
		海防法判定基準 <不適>	【処分場】管理型 (産廃) *	0	0	0	0
			【埋立場所】遮断型	0	0	0	0
	指定基準 (溶出量) <不適>	【処分場】管理型 (一廃)	0	0	0	0	
		【処分場】遮断型	0	0	0	0	
		【処分場】管理型 (産廃)	1	0	1	0	
		【埋立場所】遮断型	0	0	0	0	
	第二溶出量基準 <適合> (第二種物質)	【埋立場所】管理型処分場相当 ※	1	0	1	0	
		【処分場】管理型 (一廃)	0	0	0	0	
	指定基準 (含有量) <不適>	【処分場】遮断型	0	0	0	0	
		【処分場】安定型	0	0	0	0	
		【処分場】管理型 (産廃)	0	0	0	0	
		【埋立場所】遮断型	0	0	0	0	
【埋立場所】管理型処分場相当 ※		0	0	0	0		
【埋立場所】安定型		0	0	0	0		
指定基準 (溶出量) <適合>	【埋立場所】遮断型	0	0	0	0		
	【埋立場所】管理型処分場相当 ※	0	0	0	0		
	【埋立場所】安定型	0	0	0	0		
	【埋立場所】遮断型	0	0	0	0		
	【埋立場所】管理型処分場相当 ※	0	0	0	0		
	【埋立場所】安定型	0	0	0	0		
設 汚 に 染 お 土 け 壊 る 浄 浄 化 施 施	熱処理		0	0	0	0	
	洗浄処理		6	0	6	0	
	化学処理		1	1	0	0	
	生物処理		0	0	0	0	
	抽出処理		3	0	2	1	
	その他		1	0	0	1	
セメント製造施設の利用			0	0	0	0	
小計 (B)			16	1	12	3	
搬出汚染土壌管理票の使用			15	2	11	2	
合計 (A+B)			17	2	12	3	

注1) 各小計は該当分類での事例数を示す。

注2) 措置の内容が「掘削除去」後の処理等の内容である。

注3) 「第二種物質」は「第二種特定有害物質」を指す。

注4) 「処分場」は廃棄物処理法の最終処分場、「埋立場所」は海洋汚染防止法の埋立場所等をそれぞれ指す。

注5) ※は、処分場・埋立場所の所在地・区域を管轄する都道府県知事（政令市長を含む。）が認めたものに限る。

注6) \*は、埋立場所等であるものを除く。